

## 雇用の創出を支援 新規創業等雇用支援事業

町では、新規に創業、または新業種に進出した事業者の方に対し、創業・進出に伴って新規雇用した従業員(町内在住)の人件費の一部を補助しています。

▶補助期間／補助対象従業員を雇用した日から1年間

▶補助金額／補助対象従業員の月額賃金(基本給)の3/10(上限3万円・1事業所2人まで)

▶補助対象事業者

- 町内に住所を有する方を積極的、継続的に雇用する意思がある事業者
- 税を滞納していない事業者
- 雇用保険に加入している、または加入する事業者
- そのほか町長が必要と認める事業者

▶補助対象従業員／町内に住所を有する従業員のうち雇用保険に加入する従業員

- ※事業者が個人の場合は、その3親等以内の親族は補助対象となりません。
- ※事業者が法人の場合は、その役員の3親等以内の親族は補助対象となりません。

詳しくは、お問い合わせください。

□問い合わせ先／役場観光商工課商工係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)まで。



## 4月1日から雇用保険制度が変わりました

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が4月1日から施行されました。主な改正内容は、次のとおりです。

### 1 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイマーが被保険者となる基準が「6カ月以上の雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

### 2 雇用保険料率の変更

平成22年度の雇用保険料率が、1000分の4.5引き上げとなりました。

	雇用保険料率	被保険者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000 ⇨ 15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000 ⇨ 17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設業	14/1000 ⇨ 18.5/1000	7/1000	11.5/1000

### 3 季節的に雇用される方の適用要件の緩和

パートタイマーであって季節的に雇用される方は被保険者にはなれませんでした。次のいずれの要件も満たしている場合は、短期雇用特例被保険者に該当することになります。

- 4カ月を超える雇用見込みがあること。
- 1週間の所定労働時間が、週30時間以上であること。

### 4 雇用保険に未加入とされた方の遡及(そきゅう)適用期間の改善《今後施行予定》

事業主から資格取得届が提出されていなかったために未加入とされていた方はこれまで、被保険者であったことが確認された日から2年前までさかのぼって適用させることが可能でした。今後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細などの書類により確認された方については、2年を超えてさかのぼって適用させることができるようになります。(施行日は平成22年3月31日から9カ月以内の政令で定める日)

□問い合わせ先／厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課 ☎ 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 内線 3 6 7 6、または 釧路公共職業安定所 ☎ 0 1 5 4 ④ 1 2 0 1 まで。

## ご存じですか？

## 企業振興促進制度

町では、町内に事業場を新設、増設する方に対し、助成または固定資産税の課税免除を下記のとおり行っています。

### 【助成】

#### ▶対象事業場

- 工場／物の製造、または加工を行う施設
- ソフトウェア施設／他人の需要に応じてコンピュータプログラムの作成を行う施設
- 試験研究施設／高度な技術を製品の開発に利用するための試験、または研究を行う施設
- 大型観光施設／遊園地、ゴルフ場、スキー場
- その他の観光施設／博物館、美術館など、本町の観光振興に寄与すると認められる施設
- 大型宿泊施設／ホテルおよび旅館など、旅館業法施行令第1条第1項および第2項の基準を満たす施設
- 簡易宿泊施設／民宿およびペンションなど旅館業法施行令第1条第3項の基準を満たす施設
- 特産品開発施設／地域特産品の開発、またはまちおこし創出の役割を果たす施設であって、本町の活性化に寄与すると認められる施設
- その他の施設／上記の施設以外の施設で、本町の産業の振興に寄与すると認められる施設

#### ▶対象要件

- ①事業主が所得税の青色申告を行っていること
- ②町税などの滞納がないこと
- ③新増設を行う事業場が下記の要件に該当し、本町の産業振興と雇用拡大が図れること
  - 工場・ソフトウェア施設・試験研究施設・その他の施設／新設、または増設の投資額が5,000万円以上であり、新規雇用者が3人以上であること
  - 大型観光施設・大型宿泊施設／新設、または増設の投資額が5億円以上であり、新規雇用者が3人以上であること
  - その他の観光施設／新設、または増設の投資額が1億円以上であり、新規雇用者が3人以上であること
  - 簡易宿泊施設／新設、または増設の投資額が5,000万円以上であり、新規雇用者が2人以上であること
  - 特産品開発施設／新設、または増設の投資額が500万円以上であり、新規雇用者が1人以上であること

#### ▶助成額

- 工場・ソフトウェア施設・試験研究施設・簡易宿泊施設・その他の施設／新設、または増設の投資額で町が評価した額の3%以内の額(上限額500万円)
- 大型観光施設・大型宿泊施設／新設、または増設の投資額で町が評価した額の3%以内の額(上限額1,500万円)
- その他の観光施設／新設、または増設の投資額で町が評価した額の3%以内の額(上限額750万円)
- 特産品開発施設／新設、または増設の投資額で町が評価した額の10%以内の額(上限額200万円)

### 【固定資産税の課税免除】

#### ▶対象事業場の業種

製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業

#### ▶対象要件

- ①事業主が所得税の青色申告を行っていること
- ②町税などの滞納がないこと
- ③事業場の新設、または増設に伴う投資額が、2,700万円を超えるもの

#### ▶課税免除の内容

新設、または増設により新たに取得した建物、およびその建物の床部分の垂直投影面積の土地の固定資産税の課税を、3年間免除

※投資額とは、新設または増設に伴い取得した所得税法施行令第6条第1号から第7号までの資産の取得価格です。(ただし、事業者の決算において消費税などの計算処理方式が、税抜き方式の場合は税抜きの取得価格、税込み方式の場合は税込みの取得価格となります)

※新規雇用者とは、新設、または増設に伴う新規の雇用者のうち、弟子屈町に住居登録を有する方です。

※固定資産税の課税免除の内容は、建物の利用状況などにより異なる場合があります。

※助成の措置と固定資産税の課税免除の両方の要件に該当する場合は、両方の優遇措置が受けられます。

詳しい内容や手続きの方法については、町のホームページをご覧ください。

□問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)まで。

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/06jigyuu/05sangyou/01syougyou/01kigyoshinkosokushin/index.html>